

長野県高校生協「組合員カード」利用規則

第1条（組合員カードの発行）

長野県高等学校生活協同組合（以下「高校生協」という）は、定款第7条第5項の定めにより、組合員証を兼ねて高校生協組合員カード（以下「組合員カード」という）を発行する。

2 組合員カードは、高校生協組合員1人に対して1枚の発行とする。

第2条（組合員カードの利用）

組合員は本規則に従い、高校生協指定店および提携店においてカードを呈示し、掛売により商品の購入または役務の提供を受けることができる。

2 組合員は、善良なる管理者の注意をもって組合員カードを利用し管理するものとする。

3 組合員カードは、本人およびその家族のみが利用できるものとし、他人に譲渡、転貸し、または担保に供することはできない。

4 組合員の家族が組合員カードを利用するにあたっては、組合員はその家族に本規則を遵守させる義務を負う。

5 組合員カードの合計利用限度額は200万円とする。ただし、この限度額を超えて利用する特別の理由がある場合には、別途事前に協議を行い利用することができる。

6 分割払いを利用する場合には、高校生協と各商社との間で交した分割払い規定に従う。

第3条（ガソリン給油専用カードの発行）

組合員およびその家族がガソリン事業を利用するにあたって、高校生協提携商社および高校生協指定のガソリン取扱商社は、第1条の組合員カードとは別に、ガソリン給油専用カードを各々発行する。

2 ガソリン給油専用カードの取扱いについては、本規則とは別に、発行元である各商社のカード利用規則に従うものとする。

第4条（債権譲渡の承諾）

組合員は、指定店または提携店での組合員カード利用代金が、高校生協に債権譲渡されることをあらかじめ承諾するものとする。

第5条（所有権の留保）

組合員は、組合員カード利用により商品を購入した場合、当該商品にかかる利用代金についての支払いが完了するまでは、当該商品の所有権が高校生協に留保されることを承諾するものとする。

第6条（利用代金決済の方法）

組合員カードの利用代金は、毎利用月の25日から末日を締切りとし、原則としてその翌々月の給与引去りまたは口座引落により高校生協へ支払うものとする。

第7条（個人情報取得・保有・利用）

組合員は、高校生協が請求書送付やメール配信サービス等を行うため、組合員カードによる商品購入履歴等の個人情報を取得・保有・利用することに同意する。

2 高校生協は「個人情報保護方針」に従い、組合員の個人情報を取り扱うものとする。

第8条（カードの有効期限）

組合員カードに有効期限は設けず、必要に応じて、更新カードを発行する。

第9条（カードの盗難・紛失等）

組合員は、カードの盗難・紛失等があった場合には、その責において、直ちに高校生協へ連絡するとともに、不正使用されないために必要な措置をとる。

2 組合員カードの盗難・紛失等により他人に不正使用された場合の損害は、組合員本人が負担するものとし、高校生協は責任を負わない。

第10条（変更の届出）

組合員は、組合員カードに表示される氏名等に変更が生じた場合には、速やかにその旨を高校生協に届出する。

第11条（カードの再発行）

組合員カードは、高校生協が適当と認める場合に限り、再発行する。

第12条（カードの利用停止）

組合員が本規則に違反した場合、高校生協は組合員カードの利用を停止することができる。

第13条（脱退とカード利用資格）

組合員がこの組合を脱退する場合には、組合員カード利用資格は自動的に喪失するものとし、カードは速やかに高校生協へ返却するか破棄しなければならない。

2 組合員カード資格の喪失後であっても、利用資格喪失前に発生したカード利用代金は高校生協へ支払うものとする。

第14条（紛争の処理）

組合員カード利用を原因とする紛争は、組合員と高校生協および利用した指定店、提携店との間で、信義誠実の原則に則り解決する。

第15条（合意管轄）

この規則に関わる一切の訴訟については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第16条（改廃）

この規則の改廃は、高校生協理事会で行う。

第17条（附則）

この規則は2014年9月17日より施行する。